

# 調布市都市公園条例の一部を改正する条例（案）について

## 1 条例改正の趣旨

都市公園は、一般公衆の自由な利用に供されるべき公共施設であり、自由に休息、散歩等の利用ができるオープンスペースを確保する必要があるため、国で運動施設率の制限を定めていました。

都市公園法施行令が改正されたことで、これまで国が一律に定めていた都市公園内の運動施設率の制限を地方自治体が定めることとなった（都市公園法施行令第8条第1項）ため、調布市都市公園条例に追加することになりました。

このことから、改正案について市民の皆様からご意見を募集します。

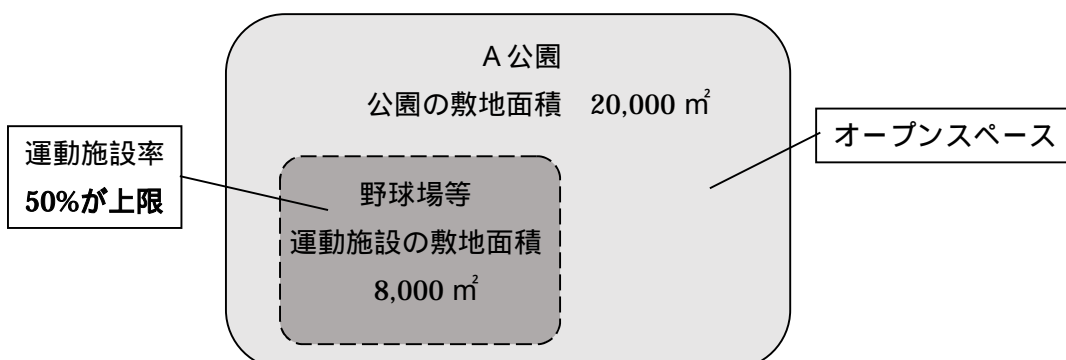
## 2 条文追加案の概要

都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合（運動施設率）の上限を定めるため、条例に追加します。

本市では、市内に運動施設率が50%を超える公園（計画を含む）がないことから、都市公園の公共オープンスペースとしての機能を確保するため、運動施設率の上限を国の参酌基準と同じ50%と定めます。

現行の国基準	調布市基準（案）
50%	50%

## 3 イメージ



$$\text{運動施設率} = \frac{8,000}{20,000} \times 100 = 40\%$$